

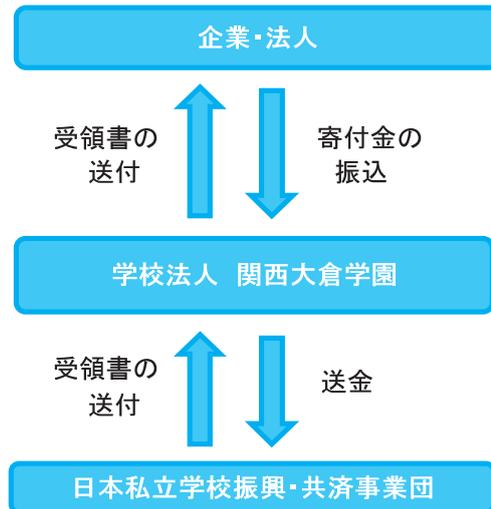
税法上の優遇措置について

関西大倉学園募金(周年募金、教育基金)へのご寄付金は、所得税法および法人税法の規定に基づき、寄付金控除の対象となり、税法上の優遇措置を受けることができます。

法人の場合：受配者指定寄付金制度の利用

- 受配者指定寄付金 受配者指定寄付金制度とは、学校法人に対する企業等法人から寄付金をいったん日本私立学校振興・共済事業団が受け入れて、そのうち、同事業団から寄付者の指定した学校法人へ配布する制度です。
これにより国や地方公共団体への寄付金と同様、寄付金金額の損金算入が可能になります。

[受配者指定寄付金の流れ]



- ①私学事業団宛の寄付申込書が必要になります。
- ②本学園へ一旦ご入金いただきました寄付金は、本学園より私学事業団へ指定振込用紙でご入金いたします。
- ③私学事業団から「寄付金受領書」が本学園に送付され次第、寄付者にお送りいたします。
- ④損金算入手続きには、この「寄付金受領書」が必要になります。

「寄付金受領書」の受領日は本学園が私学事業団へ送金し、私学事業団の受領日が入金日となります。(本学園にお振込いただいた日とは異なりますのでご注意ください。)

※「寄付金受領書」の発行には私学事業団に送金後1ヶ月程度要します。当該事業年度の決算期に損金として処理を予定されている場合には、遅くとも決算日から起算して1ヵ月前までに、本学園へお振込いただきますよう、お早目の手続きをお願いいたします。

※ 法人としてご寄附をお申込みされる場合は、法人用の申込書を送りますので、下記『問い合わせ先』までご連絡ください。

個人の場合：特定公益増進法人

- 所得税 寄付金の額が2千円を超える場合(寄付金の額がその年の総所得金額の40%を上回る場合は40%を限度とする)、A. 税額控除または、B. 所得控除の何れかの選択により、その年分の所得税について優遇が受けられます。ご寄付いただきました際には、本学園発行の「領収書」に「全額控除に係る証明書」(写)、「特定公益増進法人の証明書」(写)を記載しお送りいたします。

A[税額控除]の場合

$$\left[\begin{array}{c} \text{寄付金額} \\ \text{(所得の40\%が限度)} \end{array} - 2\text{千円} \right] \times 40\% \quad \text{を所得税額から控除する} \\ \text{(所得税額の25\%が限度)}$$

B[所得控除]の場合

$$\left[\begin{array}{c} \text{寄付金額} \\ \text{(所得の40\%が限度)} \end{array} - 2\text{千円} \right] \quad \text{を所得金額から控除する}$$

[減税額の目安](寄付金額-2千円)×税率=減税金額(還付金額)

* 確定申告時、税額控除・所得控除の有利な方を選択できます。(裏面を参照)

個人情報についてのお知らせ

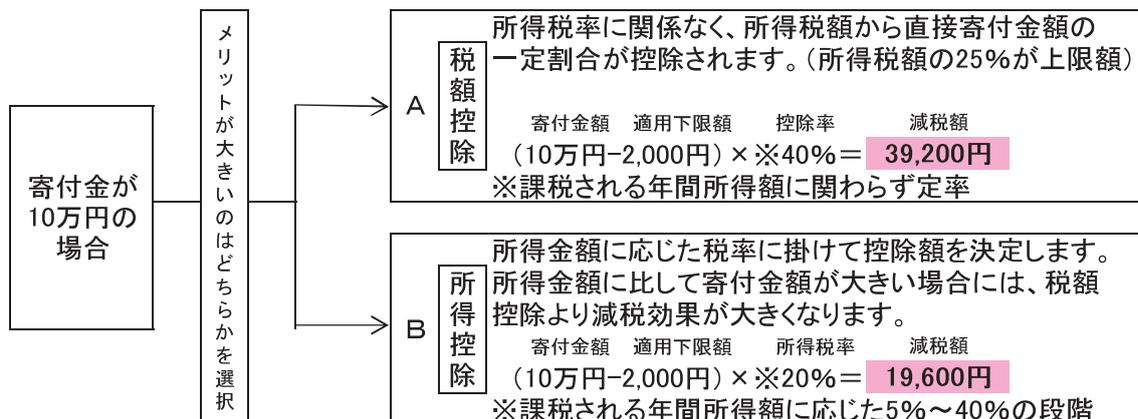
申し込みにご記入いただいた情報は、個人情報保護法その他関連する法令等に遵守し、以下の目的以外に使用いたしません。

- ・領収書の送付や事務上の連絡

問い合わせ先 学校法人 関西大倉学園 学園募金事務局
〒567-0052 大阪府茨木市室山2丁目14-1
TEL (072)643-6321 FAX (072)643-8375
E-Mail bokin@kankura.ed.jp

★ 所得税について

●比較例(課税される年間所得が500万円の方)※あくまでも目安としてお取り扱いください。



●所得税の寄付金控除額の目安表

		課税される所得金額							
		4,000,000		5,000,000		6,000,000		7,000,000	
		還付額							
寄付金額		税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除
	10,000	3,200	1,600	3,200	1,600	3,200	1,600	3,200	1,840
	30,000	11,200	5,600	11,200	5,600	11,200	5,600	11,200	6,440
	50,000	19,200	9,600	19,200	9,600	19,200	9,600	19,200	11,040
	100,000	39,200	19,600	39,200	19,600	39,200	19,600	39,200	22,540
	200,000	79,200	39,600	79,200	39,600	79,200	39,600	79,200	45,540
	300,000	93,125	59,600	119,200	59,600	119,200	59,600	119,200	68,540
	400,000	93,125	79,600	143,125	79,600	159,200	79,600	159,200	91,540
	500,000	93,125	99,600	143,125	99,600	193,125	99,600	199,200	114,540
	1,000,000	93,125	199,600	143,125	199,600	193,125	199,600	243,500	229,540
	1,500,000	93,125	299,600	143,125	299,600	193,125	299,600	243,500	344,540
2,000,000	93,125	319,600	143,125	399,600	193,125	319,600	243,500	459,540	

		課税される所得金額							
		8,000,000		9,000,000		10,000,000		15,000,000	
		還付額							
寄付金額		税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除
	10,000	3,200	1,840	3,200	1,840	3,200	2,640	3,200	2,640
	30,000	11,200	6,440	11,200	6,440	11,200	9,240	11,200	9,240
	50,000	19,200	11,040	19,200	11,040	19,200	15,840	19,200	15,840
	100,000	39,200	22,540	39,200	22,540	39,200	32,340	39,200	32,340
	200,000	79,200	45,540	79,200	45,540	79,200	65,340	79,200	65,340
	300,000	119,200	68,540	119,200	68,540	119,200	98,340	119,200	98,340
	400,000	159,200	91,540	159,200	91,540	159,200	131,340	159,200	131,340
	500,000	199,200	114,540	199,200	114,540	199,200	164,340	199,200	164,340
	1,000,000	301,000	229,540	358,500	229,540	399,200	329,340	399,200	329,340
	1,500,000	301,000	344,540	358,500	344,540	441,000	494,340	599,200	494,340
2,000,000	301,000	459,540	358,500	459,540	441,000	659,340	799,200	659,340	

※課税所得金額とは、給与所得金額(給与収入金額-給与所得控除額)から基礎控除、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除、損害保険料控除などの合計額を控除した金額をいいます。

※所得税の税率は、平成23年4月1日現在の法令によります。

※還付額は、個人の所得金額、各控除額により異なりますので、目安表はあくまでも参考資料としてご覧ください。

★ 住民税について

特定公益増進法人の許可を受けている学校法人が、自治体の条例によって認定された場合、住民税が寄付金税額控除の対象となりました。個人がその年に支出した寄付金の額が2千円を超える場合で、住民税を納税されている自治体が認定した学校法人に寄付された場合は、住民税の控除を受けることができます。なお詳細は住民税を納税されている自治体に問い合わせください。